

郡山市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱

平成27年1月26日制定

令和6年2月21日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号。以下「規則」という。）第28条及び規則第28条の2の規定に基づく公有財産の貸付けによる自動販売機の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機の設置)

第2条 規則に定める公有財産管理権者（以下「公有財産管理権者」という。）は、管理する公有財産の有効活用及び利便性向上の観点から、建物の床面積又は建物以外の敷地の余裕の状況及び市民の利用状況を踏まえ、自動販売機を設置することができる。

(公有財産の貸付け)

第3条 公有財産管理権者は、自動販売機の設置を必要とするときは、自動販売機を設置する者（以下「設置者」という。）に公有財産の貸付けを行い、設置させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者に対し、規則第26条の規定に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を行い、設置させることができる。

(1) 公有財産の取得時に地区の住民と締結した協定に基づき、地区の住民が設立した法人が、協定に定める公有財産に設置するとき。

(2) 郡山市職員互助会が、専ら職員が利用する自動販売機を設置しようとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(一般競争入札の実施)

第4条 公有財産管理権者は、公有財産の貸付けを行うときは、一般競争入札により設置者を選定するものとする。

2 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(随意契約への移行)

第5条 公有財産管理権者は、一般競争入札を実施し、再度の入札に付してもなお落札者がいないときは、随意契約に移行することができるものとする。

2 公有財産管理権者は、前項の規定により随意契約に移行したときは、見積人を選定し、見積人から見積書を提出させ、予定価格以上で最高の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(公有資産マネジメント課長による一般競争入札の公告等の実施)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、公有資産マネジメント課長は、市長が必要と認めるときは、一般競争入札の公告及び入札参加者の資格確認の手続を行うことができるものとする。

(貸付期間)

第7条 自動販売機の設置のための公有財産の貸付期間は、5年を超えない期間とし、更新は行わないものとする。ただし、第4条及び第5条に規定する手続を経て、再度設置者に決定したときは、この限りではない。

(貸付契約)

第8条 建物に自動販売機を設置するときは、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項に基づき、契約書に契約の更新がないこととする旨を定めるとともに、設置者に対し、次に掲げる方法により、契約の更新がなく貸付期間の満了により賃貸借が終了することについて、説明等を行うものとする。

- (1) 自動販売機を設置する契約の前に行う書面の交付
- (2) 貸付期間の満了の日の1年前から6月前の間に行う通知

2 建物以外に自動販売機を設置するときは、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約によるものとする。

(賃貸料等)

第9条 賃貸料は、落札価格とし、契約期間に係る総額で契約を締結するものとする。

2 前項の落札価格は、建物に自動販売機を設置するときは、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とし、建物以外に自動販売機を設置するときは、入札書に記載された金額とする。

3 前2項の規定は、第5条第1項に規定により随意契約に移行したときに準用する。この場合において、前2項中「落札価格」とあるのは「見積価格」と、第2項中「入札書」とあるのは「見積書」と読み替えるものとする。

4 会計年度ごとの賃貸料は、入札書に記載された金額を契約期間の総日数で除し、それぞれの会計年度に属する日数を乗じて得た金額（以下「入札按分額」という。）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とし、1円未満の端数は次の各号により処理するものとする。

- (1) 入札按分額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
- (2) 入札書に記載された金額と会計年度ごとの入札按分額の合計額に差額が生じたときは、当該差額を各年度の入札按分額に初年度から順に1円ずつ加算し調整するものとし、消費税及び地方消費税に相当する額についても同様に調整するものとする。

5 消費税及び地方消費税の変更があった場合は、該当する期間に係る会計年度ごとの賃貸料を変更することとし、契約当初算出した各会計年度の入札按分額に変更後の消費税及び地方消費税に相当する額を加算して算出する。

6 自動販売機の設置に要する光熱水費は、設置者に計量器（子メータ等）を設置させ、公有財産管理取扱基準（平成11年3月24日制定）により算定し、賃貸料とは別に徴収するものとする。

(賃貸料の徴収)

第10条 賃貸料は、会計年度ごとに徴収する。

(契約の解除)

第11条 公有財産管理権者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、契約を解除することができるものとする。

- (1) 設置者が、契約書に定める義務を履行しないとき。
- (2) 設置者が、契約の解除を申し出たとき。ただし、設置者の契約の解除の申し出は、解除しようとする日の6月前までに書面により行うものとする。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）法第 238 条の 5 第 4 項及び第 238 条の 4 第 5 項の規定により、公有財産管理権者が、公用又は公共用に供するため、必要を生じたとき。

(4) 公有財産管理権者が、解除しようとする日の 6 月前までに書面により本契約の解除を通知したとき。

2 前項各号の規定については、契約書に明示するものとする。

（契約の解除に伴う賃貸料の精算等）

第12条 公有財産管理権者は、前条の規定により契約を解除したときは、次に掲げるとおり賃貸料の精算を行うものとする。

(1) 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号により契約を解除したときは、既に徴収した賃貸料の返還は行わない。

(2) 前条第 1 項第 3 号又は第 4 号により契約を解除し、かつ、その年度において既に徴収した賃貸料があるときは、現に貸付けた期間に相当する賃貸料を控除した額を返還する。

2 前項第 2 号の現に貸付けた期間に相当する賃貸料は、当該会計年度の賃貸料を年度の日数で除し、年度の初日から契約を解除する日までの日数を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

3 前 2 項の規定については、契約書に明示するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。